

飯綱高原都市計画地区計画の決定（長野市決定）

飯綱高原地区地区計画を次ぎのとおり決定する。

| | |
|-----------------|--|
| 名 称 | 飯綱高原地区地区計画 |
| 位 置 | 長野市大字広瀬、大字上ケ屋、大字富田、門沢、中曽根、北郷、三ツ出の各一部（ただし、農用地区域として指定されている区域は除く） |
| 面 積 | 約 1,380ha（都市計画区域全域のうち、農用地区域として指定されている区域を除いた面積） |
| 区域の整備・開発及び保全の方針 | <p>本地区は長野市街地の北西約 9km に位置し、上信越国立公園内の飯縄山南東山麓に広がる標高 900～1,110mのゆるやかな起伏を持つ高原で、大座法師池をはじめ、上ノ倉池、大池等の池沼が点在し、飯縄山の眺望景観とともに開放的な高原景観を形成している。</p> <p>また、古くから市民が自然と親しみ、ふれあう場としてスポーツ・レクリエーション施設の土地利用が中心であったが、冬季オリンピック開催を契機に幹線道路、下水道等の都市基盤整備が進み、長野市街地から近距離にあることから、近年別荘や居住用住宅が増加し宅地開発が進んでいる。</p> <p>このため、地区計画を策定して、飯綱高原の豊かな自然環境の保全と地区の調和ある発展に資するとともに、市街地や周辺観光地と連帯して、飯綱高原国際リゾートゾーンの形成を推進することを目標とする。</p> |
| 土地利用の方針 | <p>本地区の現状や特性などを踏まえ、「別荘住宅地区」、「アクティビティ地区」、「スポーツ・レクリエーション地区」及び「自然探勝地区」に区分し、地区の一番大きな財産が「自然」そのものであることから、自然と調和した土地利用を図る。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「別荘住宅地区」 長野市街地へ車で 20 分程度といった通勤圏で、住宅地としての素地もあることから、自然を活かした健全な開発により、飯綱高原での居住度を高めるような土地利用を推進する。 2 「アクティビティ地区」 飯綱高原の観光拠点であるとともに、生活者のための利便施設を加え居住機能等とも調和した土地利用を推進する。 3 「スポーツ・レクリエーション地区」 多くの市民や観光客が飯綱高原の自然の恵沢を十分享受できるような施設の整備や土地利用を推進する。 4 「自然探勝地区」 単に市民の憩いの場だけではなく、素晴らしい自然博物館として自然を積極的に学びとる場としていく。 |

| | |
|------------------------|---|
| <p>地区施設の整備の方 針</p> | <p>地区内の土地利用上の整序が図れるように、道路、緑地、上水道等を適切に配置し、豊かな自然環境と共生した地区施設の整備を図る。</p> |
| <p>建築物等の整備の方 針</p> | <p>飯綱高原の自然環境との共生と飯縄山等の空間的価値（風景）を向上させるよう、地域の人々の英知により、適正に建築物等の規制、誘導を行う。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 「別荘住宅地区」 飯綱高原の風景に配慮し、敷地内の樹木の保全や緑化の推進を図り、自然環境と共生した建築物等の整備を行う。 2 「アクティビティ地区」 道路沿道を主体に山並み等の景観特性を尊重し、自然環境と共生した建築物等の整備を行う。 3 「スポーツ・レクリエーション地区」 敷地内の樹木等を保存しつつ、景観や自然環境と共生した建築物等の整備を行う。 4 「自然探勝地区」 飯綱高原の自然資源の積極的な保全と復元や活用に力点を置いて、建築物等の整備を行う。 |

「区域、地区の区分については、附図のとおり」

決 定 理 由

本地区は、飯縄山麓にひろがる開放的な高原地区で、この地区にふさわしい土地利用と建築物等を誘導し、豊かな自然環境の保全と高原地区として調和のあるまちを形成し保持するため、本案のとおり地区計画を決定するものである。